

相模原市補装具費負担上限月額及び管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第2項に規定する補装具費(以下「補装具費」という。)の支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)に対する補装具費の支給に係る負担上限月額について、必要な事項を定めるとともに、補装具費、相模原市障害児者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成19年7月1日施行。以下「日生具要綱」という。)に規定する日常生活用具及び相模原市障害児者住宅改修費給付事業実施要綱(平成24年1月1日施行。以下「住宅改修要綱」という。)に規定する住宅改修に係る利用者負担額について一元的に管理をし、その上限額を定める(以下「負担上限月額の一元管理」という。)ことにより、障害者及び障害児の生活の安定に寄与し福祉の増進を図ることを目的とする。

(負担上限月額)

第2条 補装具費の支給に係る負担上限月額は、**支給決定障害者等の属する世帯**の区分に応じ、別表に定める額とする。

(負担上限月額の一元管理の対象者)

第3条 負担上限月額の一元管理の対象者は、支給決定障害者等が、同一の月において、次に掲げる事業の給付を受ける場合とする。

- (1) 日生具要綱に基づく給付を受ける場合
- (2) 住宅改修要綱に基づく給付を受ける場合

(負担上限月額の一元管理の対象となる利用者負担額)

第4条 この要綱による負担上限月額の一元管理の対象は、同一の月における補装具費及び前条各号に規定する事業の利用に係る利用者負担額とする。

(負担上限月額の一元管理の額)

第5条 負担上限月額の一元管理の額は、別表のとおりとする。

- 2 負担上限月額の一元管理は、前項の規定による一元管理の額から補装具費の利用者負担額を減じた額(以下「基準額」という。)と第3条各号に規定する事業の利用に係る利用者負担額の合算額(以下「利用者負担合算額」という。)を比較して、基準額より利用者負担合算額が過大な場合には、利用者負担合算額を減額する。

(申請)

第6条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
(平成18年厚生労働省令第19号)第65条の7及び日生具要綱第4条並びに住
宅改修要綱第5条の規定による申請書の提出をもって、この要綱による負担上限
月額に適用に係る申請があったものとみなす。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条及び第5条関係)

番号	区 分	負担上限月額
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第43条の3第1号に該当する者(2に該当するものを除く。)	37,200円
2	支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等が18歳以上の障害者にあつては、その配偶者に限る。)が、補装具費支給決定通知書に記載された決定年月日が属する年度(4月1日から6月30日までの場合にあつては、前年度。以下同じ。)の前年分の所得税が課せられないもの	0円
3	政令第43条の3第2号に該当する者	0円

備考

- 1 この表において、「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算において、所得税法第84条第1項及び第2項に規定する扶養控除額を算定する際には、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算するものとする。また、次の規定は適用しないものとする。
- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第92条第1項及び第95条の第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

2 支給決定障害者等が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合であつて、かつ、20歳未満の子を扶養している場合の市町村民税及び所得税の額は、支給決定障害者等の申請に基づき、市町村民税の額においては地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により、所得税の額においては、所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定する寡夫であるとみなし、同法第81条及び租税特別措置法第41条の17の規定の例により算定する。

相模原市補装具費負担上限月額及び管理に関する要綱

別表(第2条及び第5条関係)

番号	区分	負担上限月額
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第43条の3第1号に該当する者(2に該当するものを除く。)	37,200円
2	支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等が18歳以上の障害者にあつては、その配偶者に限る。)が、補装具費支給決定通知書に記載された決定年月日が属する年度(4月1日から6月30日までの場合にあつては、前年度。以下同じ。)の前年分の所得税が課せられないもの	0円
3	政令第43条の3第2号に該当する者	0円

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。))を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあつては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号二、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。))若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。))である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

(補装具費に係る負担上限月額)

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等(同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 市町村民税世帯非課税者(補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者(補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。))にあつては、その配偶

者に限る。)が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。)又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令

(支援給付に係るその他の法令の適用)

第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

十二 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第八項並びに第四十二条第一項及び第三項(これらの規定を同令第四十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、支援給付を受けている者を生活保護法第六条第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)と、支援給付を必要とする状態にある者を同条第二項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)とみなす。

二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七条、第十九条、第三十五条及び第四十三条の三の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。